

## 投票日に行けない方は期日前投票ができます

### ●投票期間

市長選・市議選	9月2日(月)～9月7日(土)
県議補選	8月31日(土)～9月7日(土)

※選挙の種類により、期日前投票の期間が異なります。ご注意ください。

### ●投票場所・時間

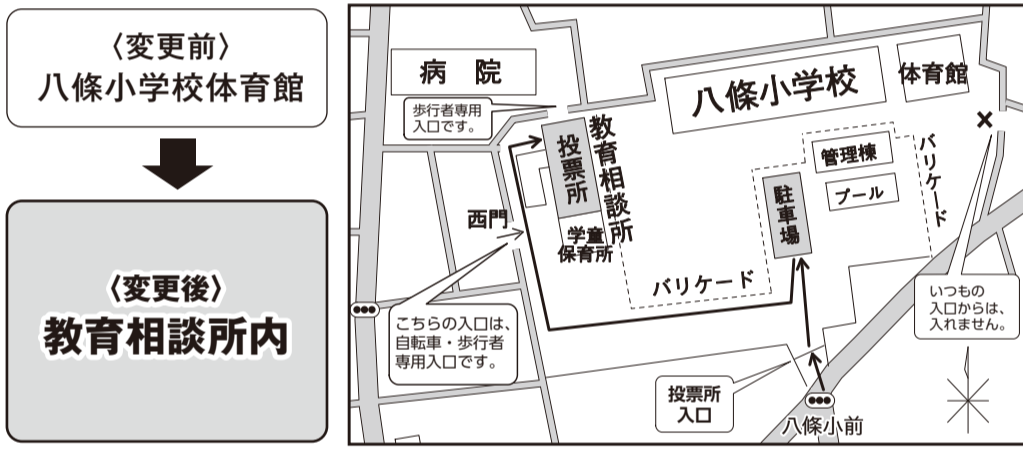
市役所1階 ロビー	午前8時30分～午後8時
八潮市民文化会館駅前分館 (八潮メセナ・アネックス)	午前8時30分～午後7時

※八潮市民文化会館駅前分館は、駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関または最寄りの有料駐車場をご利用ください。  
※期日前投票では、「宣誓書(兼請求書)」の記入が必要です。事前に用意したい方は、市ホームページなどで入手し、投票所入場整理券と一緒に持ちください。

## 八條小学校(第4投票所)で投票される皆さんへ

八條小学校は、校舎、体育館の耐震補強工事・大規模改修工事を実施していますので、案内図のとおり投票場所を変更します。

案内図



(1面からの続き)  
■施設などによる不在者投票  
投票日に指定投票所になっている病院や施設などに入所している方は、病院や施設などで不在者投票ができます。  
■郵送などによる不在者投票  
次に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。  
▼介護保険被保険者証をお持ちの方で、「要介護5」の方  
▼身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方  
・両下肢または体幹の障がい  
の程度が1級または2級

・移動機能の障がいの程度が1級または2級  
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級  
・免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級  
▼戦傷病者手帳をお持ちの方で、次に該当する方  
・両下肢または体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症  
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症

■郵便投票の代理記載制度  
郵便などによる不在者投票  
ができる方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方などは、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が本人に代わって記載することがあります。  
※郵便などによる不在者投票を希望する方は、選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。申請は、選挙期間前でも受け付けています。

■郵便投票用紙の請求  
すでに郵便等投票証明書を  
お持ちの方は、あらかじめ投票用紙請求書を送付しますの  
で、投票用紙請求書と郵便等投票証明書を添えて、9月4日(水)までに選挙管理委員会へ請求してください。  
■代理投票・点字投票  
字を書くことに不便を感じる方、視力に障がいのある方は、投票管理者に申し出ることで、投票管理者が本人に代わって記載します。また、視力に障がいのある方は、投票用紙に点字で、候補者の氏名を記載して投票することができます。

## 劇場型詐欺に気をつけて!!

劇場型詐欺とは、役割の異なる複数の人物から連絡が入り、被害者を信じ込ませる詐欺です。

例えば、母さん助けて詐欺は、息子を装う人物以外に、弁護士や警察官などになりすました人物から次々と連絡がくるため、冷静な判断が出来ない状態にされて、被害に遭ってしまいます。

また、同様の事例の未公開株の取り引き詐欺は、さまざまな業者や公的機関を装う複数の人物から電話があり、被害者の購買意欲をあおり商品を購入させるものです。

冷静になれば「おかしい!」と気付くことができます。家族、知人、公共機関などに相談し、冷静な判断を心がけましょう。

## 出前講座「悪質商法の手口について」開催中

悪質商法や消費者の契約トラブルについて、最近の相談事例を交えて解説します。

対市内に在住・在勤・在学している5人以上の方で構成された団体・グループ

費無料

申市民協働推進課 ☎328

消費生活センターは身近な相談窓口です  
相談は、面談または電話で行っています。少しでも心配

【主な相談内容】  
○借金、債務関係  
○アダルト情報サイトや出会い

消費生活センターは身近な相談窓口です  
相談は、面談または電話で行っています。少しでも心配

【相談数】289件  
そのうち83件について、消費生活センターが、事業者と直接交渉し解決しました。また、75万3924円(46件)を救済しました。

消費生活センターを「活用ください」  
消費者が悪くないのに泣き寝入りすることになったり、事業者からの高額請求にあき

平成24年度相談内訳  
【相談数】289件  
そのうち83件について、消費生活センターが、事業者と直接交渉し解決しました。また、75万3924円(46件)を救済しました。

消費生活センターを「活用ください」  
消費者が悪くないのに泣き寝入りすることになったり、事業者からの高額請求にあき

平成24年度相談内訳  
【相談数】289件  
そのうち83件について、消費生活センターが、事業者と直接交渉し解決しました。また、75万3924円(46件)を救済しました。

消費生活センターを「活用ください」  
消費者が悪くないのに泣き寝入りすることになったり、事業者からの高額請求にあき

平成24年度相談内訳  
【相談数】289件  
そのうち83件について、消費生活センターが、事業者と直接交渉し解決しました。また、75万3924円(46件)を救済しました。

# 「ご存じですか?」消費生活センター

消費生活センターは、消費生活相談の窓口です。市役所内に開設して、消費者を支援しています。

こんな事例で困ったことはありませんか?

「パソコンや携帯電話で、知らない相手から請求のメールが来た」「頼んだ覚えの無い健康食品が送られてきた」「もうかる話があります」としつこく電話してくる」などの経験はありませんか。

対市内在住・在勤の方  
なお、身近な相談事例は、広報やしおの「くらしの豆知識」に毎月掲載していますので、ご覧ください。

【相談日時・場所】  
毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時  
消費生活相談室(市役所内相談室)※商工観光課で受付後、ご案内します。

【主な相談内容】  
○借金、債務関係  
○アダルト情報サイトや出会い系サイトからの請求  
○インターネットを利用した買い物など  
○身に覚えの無い架空請求

問商工観光課 ☎336

